



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年4月1日火曜日 第1951号

◇ 目次 ◇

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則.....	347
薬事法施行細則の一部を改正する規則.....	349
児童虐待の防止等に関する法律施行細則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則.....	353
愛媛県会計規則の一部を改正する規則.....	370

告 示

第5次愛媛県地域保健医療計画.....	373
救急病院の協力申出（2件）.....	373
指定障害福祉サービス事業者の指定（2件）.....	373
愛媛県民有林道事業補助金交付規程の一部改正.....	374
基本測量の終了の通知.....	376
道路の区域変更（県道多喜浜泉川線外）.....	376
道路の供用開始（新居浜角野線）.....	376
道路の区域変更（県道北条玉川線）.....	377
道路の区域変更（県道辰巳伊予和気停車場線）.....	377
道路の供用開始（ " ）.....	377
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	377
道路の供用開始（県道小田河辺大洲線）.....	378
道路の供用開始（一般国道379号）.....	378
道路の区域変更（県道一本松城辺線）.....	378
道路の供用開始（ " ）.....	378
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧.....	379
開発行為に関する工事の完了.....	379
宅地建物取引業者の業務の停止.....	379

訓 令

愛媛県職員被服等貸与規程の一部を改正する訓令.....	379
-----------------------------	-----

公 告

平成20年度において県が発注する建設工事に係る競争入札又は随

意契約の見積りに加わろうとする者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....	386
---	-----

教育委員会規則

愛媛県県立学校学則の一部を改正する規則.....	391
愛媛県県立学校管理規則の一部を改正する規則.....	391

人事委員会規則

職員の採用及び昇任に関する規則の一部を改正する規則.....	392
職員の給与に関する条例附則第13項の規定による給料及び管理職手当に関する規則.....	393
職員の給与の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	394
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	395
職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則.....	398
初任給調整手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	405
期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則.....	408
義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則.....	409
地域手当に関する規則の一部を改正する規則.....	410
職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則等の一部を改正する規則.....	411
職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則.....	424

人事委員会告示

労働基準法別表第1による愛媛県の事業又は事務所の号別区分等の一部改正.....	424
へき地等学校の指定の一部改正.....	425

選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨.....	426
---	-----

公営企業訓令

愛媛県企業職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する訓令.....	426
-----------------------------------	-----

規 則

○愛媛県規則第33号

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県公害防止条例施行規則等の一部を改正する規則

（愛媛県公害防止条例施行規則の一部改正）

第1条 愛媛県公害防止条例施行規則（昭和47年愛媛県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
様式第25号（第49条関係） 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）第85条第2項の規定による身分証明書表	様式第25号（第49条関係） 愛媛県公害防止条例（昭和44年愛媛県条例第23号）第85条第2項の規定による身分証明書表

<p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 5px auto; text-align: center;">写真</div> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日限り有効</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">裏</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">省略</div>	<p>省略</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">職名及び氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">裏</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">省略</div>
--	--

(愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第2条 愛媛県環境影響評価条例施行規則(平成11年愛媛県規則第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式(第67条関係) 身分証明書 (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 5px auto; text-align: center;">写真</div> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: right;">年 月 日限り有効</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">省略</div>	<p>別記様式(第67条関係) 身分証明書 (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名</p> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;">省略</div>

(愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部改正)

第3条 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則(平成12年愛媛県規則第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第13号(第21条関係) 身分証明書 (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 5px auto; text-align: center;">写真</div> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>省略</p> </div>	<p>様式第13号(第21条関係) 身分証明書 (表)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p>省略</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">所 属 職 名 氏 名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>省略</p> </div>

<p style="text-align: center;">年 月 日発行 年 月 日限り有効</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>省略</p>	<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>省略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>省略</p>
---	---

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際現に交付されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による職員の身分を示す証明書は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による職員の身分を示す証明書とみなす。

○愛媛県規則第34号

薬事法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年 4 月 1 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

薬事法施行細則の一部を改正する規則

薬事法施行細則（昭和36年愛媛県規則第44号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(提出する書類の經由)</p> <p>第 2 条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局若しくは店舗の所在地又は受験者の住所地を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を經由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその配置員並びに登録販売者試験の受験者並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>(登録販売者試験受験申請書)</p> <p>第 6 条 省令第159条の5第1項の申請書は、登録販売者試験受験申請書（別記第2号様式）によるものとする。</p> <p>2 省令第159条の5第2項第4号又は第5号に該当することを証する書類は、実務経験（見込）証明書（別記第3号様式）によるものとする。</p> <p>(受験の無効、合格の取消し等)</p> <p>第 7 条 受験者が受験に関し不正の行為をしたときは、その者の受験を無効とし、試験に合格した者についても受験に関し不正の行為があつたことが判明したときは、その者の合格を取り消す。</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>(届出済証)</p> <p>第 9 条 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出を受理したときは、別記第4号様式による管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証（以下「届出済証」という。）を当該販売業者又は賃貸業者に交付する。</p> <p>2 省略</p> <p>(届出済証の書換え交付)</p> <p>第10条 省略</p> <p>2 前項の申請は、別記第5号様式による管理医療機器販売業（賃</p>	<p>(提出する書類の經由)</p> <p>第 2 条 法、令、省令及びこの規則の規定により提出する書類は、その者の薬局又は 店舗の所在地 を管轄する保健所長（松山市の区域にあつては、松山保健所長）を經由し、他の都道府県に住所を有する配置販売業者及びその配置員 並びに医薬品等の製造販売業者（薬局製造販売医薬品の製造販売業者を除く。）、医薬品等の製造業者（薬局製造販売医薬品の製造業者を除く。）及び医療機器の修理業者にあつては、直接提出しなければならない。</p> <p>第 5 条 省略</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>(届出済証)</p> <p>第 7 条 法第39条の3第1項の規定による管理医療機器の販売業又は賃貸業の届出を受理したときは、別記第2号様式による管理医療機器販売業（賃貸業）届出済証（以下「届出済証」という。）を当該販売業者又は賃貸業者に交付する。</p> <p>2 省略</p> <p>(届出済証の書換え交付)</p> <p>第 8 条 省略</p> <p>2 前項の申請は、別記第3号様式による管理医療機器販売業（賃</p>

貸業)届出済証書換え交付申請書に届出済証を添えて知事に提出してしなければならない。

(届出済証の再交付)

第11条 省略

2 前項の申請は、別記第6号様式による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証再交付申請書を知事に提出してしなければならない。この場合において、届出済証を破り、又は汚した管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、その届出済証を添えなければならない。

3 省略

貸業)届出済証書換え交付申請書に届出済証を添えて知事に提出してしなければならない。

(届出済証の再交付)

第9条 省略

2 前項の申請は、別記第4号様式による管理医療機器販売業(賃貸業)届出済証再交付申請書を知事に提出してしなければならない。この場合において、届出済証を破り、又は汚した管理医療機器の販売業者又は賃貸業者は、その届出済証を添えなければならない。

3 省略

第4号様式中「第9条」を「第11条」に改め、同様式注4中「第2号様式」を「第4号様式」に改め、同様式を第6号様式とする。

第3号様式中「第8条」を「第10条」に改め、同様式注4中「第2号様式」を「第4号様式」に改め、同様式を第5号様式とする。

第2号様式中「第7条 - 第9条、第3号様式、第4号様式」を「第9条 - 第11条、第5号様式、第6号様式」に改め、同様式を第4号様式とし、第1号様式の次に次の2様式を加える。

第2号様式(第6条関係) 登録販売者試験受験申請書

	受験番号	※	受験場所	※	出欠確認	※
登録販売者試験受験申請書					年 月 日	
愛媛県知事 様 申請者 (フリガナ) 氏 名					写真ちよう付欄	
					申請前6月以内に 正面から撮影した 無帽の上半身像 で、縦45ミリメ ートル、横35ミリメ ートルのもの	
					年 月 日 撮影	
本籍地都道府県名(日本国籍を有していない者については、国籍)						
住 所		郵便番号				
連 絡 先		電話番号 () -				
生 年 月 日		年 月 日生		性 別		男・女
愛媛県収入証紙ちよう付欄 (消印は、しないこと。)					受 付 印	
注 意 事 項		1 ※の欄は、記入しないこと。 2 性別の欄は、該当するものを○で囲むこと。 3 次に掲げる書類を添付すること。 (1) 薬事法施行規則(昭和36年厚生省令第1号)第159条の5第2項第1号から第4号までのいずれかに該当する者は、修了又は卒業を証する書類 (2) 薬事法施行規則第159条の5第2項第4号又は第5号に該当する者は、実務経験(見込)証明書(第3号様式) (3) 実務経験(見込)証明書に記載された薬局等の所在地等が県外の場合は、所在地等を管轄する都道府県知事等の薬局開設許可等を受けていたことを証する書類				

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

第3号様式(第6条、第2号様式関係) 実務経験(見込)証明書

実 務 経 験 (見 込) 証 明 書

年 月 日

愛媛県知事 様

氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名) ⑩
(許可番号:)

次の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏 名		生 年 月 日	年 月 日
住 所			
薬局、店舗又は 配置販売業の名称			
薬局若しくは店舗 の所在地又は配置 販 売 業 の 区 域			
業 務 の 期 間	年 月	～ 年 月	(年 月 間)
業 務 の 内 容			

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

3 業務の期間の欄は、実務経験被証明者が1箇月に80時間以上、業務の内容の欄に記載した業務を行っていた連続した期間を記入すること。

4 業務の内容の欄は、次に掲げる業務のうち、業務の期間の欄に記載した期間内に実務経験被証明者が従事したものを記載すること。

- (1) 一般用医薬品の販売等の直接の業務
- (2) 一般用医薬品の販売時の情報提供を補助する業務又はその内容を知ることができる業務
- (3) 一般用医薬品に関する相談があつた場合の対応を補助する業務又はその内容を知ることができる業務
- (4) 一般用医薬品の販売制度の内容等の説明の方法を知ることができる業務
- (5) 一般用医薬品の管理や貯蔵に関する業務
- (6) 一般用医薬品の陳列や広告に関する業務

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○愛媛県規則第35号

児童虐待の防止等に関する法律施行細則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年4月1日

愛媛県知事 加 戸 守 行

児童虐待の防止等に関する法律施行細則及び児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

(児童虐待の防止等に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 児童虐待の防止等に関する法律施行細則(平成13年愛媛県規則第23号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
(委任)		(委任)	
第2条 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。		第2条 次に掲げる知事の権限は、児童相談所長に委任する。	
(1) <u>法第8条の2第1項の規定による児童の保護者に対する出頭の要求並びに調査及び質問に関すること。</u>		(1) 省略	
(2) 省略			
(3) <u>法第9条の2第1項の規定による法第8条の2第1項の保護者又は法第9条第1項の児童の保護者に対する出頭の要求並びに調査及び質問に関すること。</u>			
(4) <u>法第9条の3第1項の規定による許可状の請求並びに児童の住所等の臨検及び児童の捜索に関すること。</u>			
(5) <u>法第9条の3第2項の規定による調査及び質問に関すること。</u>			
(6) <u>法第9条の3第5項の規定による許可状の交付に関すること。</u>			
(7) <u>法第10条の3の規定による臨検等の結果の報告の受理に関すること。</u>			
(8) <u>法第11条第3項の規定による保護者に対する勧告に関すること。</u>			
(9) <u>法第13条の規定による施設入所等の措置の解除及び意見の聴取に関すること。</u>		(2) 法第13条の規定による _____ 意見の聴取に関すること。	
(10) <u>法第13条の4の規定による愛媛県社会福祉審議会への報告に関すること。</u>			
(書類の様式)		(身分を証明する証票)	
第3条 次の表の左欄に掲げる書類の様式は、同表の右欄に掲げるとおりとする。		第3条 法第9条第1項に規定する証票は、証票(別記様式)によるものとする。	
項	左欄	右欄	
1	法第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6の証票	証票(様式第1号)	
2	法第8条の2第2項(法第9条の2第2項において準用する場合を含む。)の書面	出頭要求告知書(様式第2号)	
3	法第12条の4第4項の命令書	接近禁止命令書(様式第3号)	
(手続の方法)			
第4条 次の表の左欄に掲げる手続は、同表の右欄に掲げる書類を提出することによって行うものとする。			

項	左欄	右欄
1	法第9条の3第3項の規定による許可状の請求	臨検（捜索）許可状請求書（様式第4号）
2	法第12条第1項の規定による面会又は通信の制限	面会（通信）制限決定通知書（様式第5号）
3	法第12条第1項の規定による制限の解除	面会（通信）制限解除決定通知書（様式第6号）
4	法第12条の4第6項の規定による命令の取消し	接近禁止命令取消書（様式第7号）

別記様式を次のように改め、同様式を様式第1号とする。

様式第1号(第3条関係) 証票

(表)

第 号	証 票	年 月 日交付
所属	愛 媛 県 印	
職 氏 名		

上記の者は、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項、第9条第1項、第9条の2第1項及び第9条の6の規定による児童委員・児童の福祉に関する事務に従事する職員であることを証明する。

(裏)

児童虐待の防止等に関する法律（抜粋）

(出頭要求等)

第8条の2 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該児童の保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2・3 省略

(立入調査等)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求があったときは、これを提示させなければならない。

2 前項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問は、児童福祉法第29条の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り及び調査又は質問とみなして、同法第61条の5の規定を適用する。

(再出頭要求等)

第9条の2 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は前条第1項の児童の保護者が正当な理由なく同項の規定による児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員の立入り又は調査を拒み、妨げ、又は忌避した場合において、児

童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、当該保護者に対し、当該児童を同伴して出頭することを求め、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、関係者の請求のあったときは、これを提示させなければならない。

2 省略

(臨検、搜索等)

第9条の3 都道府県知事は、第8条の2第1項の保護者又は第9条第1項の児童の保護者が前条第1項の規定による出頭の求めに応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、当該児童の安全の確認を行い又はその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該児童の住所又は居所の所在地を管轄する地方裁判所、家庭裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、当該児童の住所若しくは居所に臨検させ、又は当該児童を搜索させることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による臨検又は搜索をさせるときは、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査又は質問をさせることができる。

3～6 省略

(身分の証明)

第9条の6 児童の福祉に関する事務に従事する職員は、第9条の3第1項の規定による臨検若しくは搜索又は同条第2項の規定による調査若しくは質問（以下「臨検等」という。）をするときには、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

注1 用紙の大きさは、縦10センチメートル、横8センチメートルとすること。

2 不要の文字は、抹消すること。

様式第1号の次に次の6様式を加える。

様式第2号(第3条関係) 出頭要求告知書

様式第2号(その1)

出頭要求告知書		
		第 号 年 月 日
様		
		児童相談所長 印
<p>児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第8条の2第1項の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。</p>		
出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
出頭を求める日時及び場所	日 時	年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（ 歳）
出頭を求める理由となった事実の内容		
連 絡 先	愛媛県 市	児童相談所
	電話番号	
<p>注意</p> <p>1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項の立入調査その他必要な措置を講ずることとなり、正当な理由なく当該立入調査を拒否した場合には、50万円以下の罰金に処せられることがあります。</p> <p>2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合は、 月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。</p>		

様式第2号(その2)

出頭要求告知書

第 号
年 月 日

様

児童相談所長



児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第9条の2第1項の規定に基づき、次のとおり、児童を同伴して出頭することを求めます。

出頭を求められる者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日生（歳）
出頭を求める日時及び場所	日 時	年 月 日 午 時 分
	場 所	
同伴すべき児童	氏 名	男・女
	生年月日	年 月 日生（歳）
出頭を求める理由となった事実の内容		
連 絡 先	愛媛県 市	児童相談所
	電話番号	

注意

- 1 正当な理由なく出頭要求に応じない場合は、当該児童の安全確認又はその安全を確保するため、児童虐待の防止等に関する法律第9条の3第1項の規定に基づき、裁判官の発する許可状を得た上で、当該児童の住所若しくは居所に臨検し、又は当該児童を捜索することがあります。
- 2 上記の出頭を求める日時又は場所について、やむを得ない理由により、出頭することが困難な場合は、月 日 時まで、上記連絡先に連絡してください。